

令和 8 年 2 月定例県議会における
教 育 委 員 会 答 弁 要 旨

令和 8 年 4 月 9 日
総務課秘書広報係

① 新県立美術館の所管について

【文化振興課・新県立美術館建設室・社会教育課】

（新県立美術館の運営について、所管の在り方を検討すべき段階にあると考えるが、知事の考えを問う。）

現在の県立美術館は、県教育委員会の所管のもと、本県ゆかりの作家の作品を中心に、収集、保管、展示、調査研究、教育普及を行っており、社会教育施設としての中立性、継続性、安定性を保ちながら、県の文化芸術の振興に寄与しています。

一方、時代の変化、人々のニーズの変化とともに、美術館は、県民の文化芸術の拠点としての機能だけではなく、まちづくり、観光・地域活性化の拠点としての役割がますます高まっています。

新県立美術館は広大な大濠公園や隣接する日本庭園と調和し、自然と一体となった新しい風景となるよう、ワンヘルスの理念のもとに整備され、新たなランドマークとなります。また建物を南北に貫通する、アーバンスリットを設置することにより、公園とまちを行きかう新たな人の流れが生まれ、まちづくりに寄与するものと考えています。

さらに、建物中央の大きな吹き抜け空間「メディアヴォイド」などの新たな機能を活かし、国際的で先駆的な展覧会を企画していくことで、国内外の多くの方々が訪れ、観光と地域活性化の拠点となることも期待しています。

この他にも、福祉分野との協働によるアートを通じた共生社会の実現・促進、企業や地域ボランティアの方々とともに美術館の活動を応援する機運の醸成など、様々な分野の皆様方との連携を強化していきます。

このような取組を、より一元的にかつ総合的に推進していくため、新県立美術館の所管については、これまで県立美術館が培ってきた知見や社会教育施設として担ってきた役割を踏まえつつ、知事部局に移管する方向で県教育委員会と協議していきます。

② 本県における高校教育改革の基本的な考え方について

【高校教育課】

（国が示した「高校教育改革に関する基本方針」を踏まえ、本県はどのような視点で高校教育改革を進めていくのかお答え願う。）

本県においては、A I や D X の進展による産業構造の転換や社会の急速な変化とともに、少子化の進行や先端成長産業を支える人材不足などの課題に直面しており、また、私立高校の授業料無償化の影響等により、県立高校も改革が求められています。

こうした状況を踏まえ、国においては、高校教育改革に関する基本方針が策定され、令和7年度補正予算においては、高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及することを目的とした3000億円の予算が計上されたところです。さらに、令和8年度からは、施設設備の整備に関する地方債が創設されるとともに、令和9年度からは、新たに交付金を創設する方針が示されています。

県教育委員会としては、これらの予算支援を最大限に活用し、地域の産業界や大学など各界のご意見を賜りながら、専門高校の機能強化、普通科高校の魅力向上、多様な学習ニーズへの対応、高校入試の今後のあり方などを検討し、その方針を示す「高校教育改革実行計画」を令和8年度中に策定します。

③ 高校教育改革の具体的な検討の方向性について

【高校教育課】

〔 今後、県立高校への支援を強化すべきと考えるが、どのような内容で検討を進めていくのか、教育長の考えについてお答え願う。 〕

本県における高校教育改革を先導するパイロットケースとしては3類型を想定しており、まず、専門高校においては、先端成長産業への対応として施設・設備の高度化を図り、高校生がこうした産業を支える知識・技能や資質・能力を身に付けられるよう、地域の産業界との連携を一層強化しながら、実践的な学びを充実させていきます。

2点目に、普通科高校において、新しい価値を創造できる人材を育成するため、文理融合型の学びを提供し、理数的素養を身に付けた幅広い視野を育むとともに、大学等の研究機関と連携した探究的な学びや、地域課題に対応した協働的な学びをより一層充実させていきます。

3点目に、県内どの地域においても質の高い学びを保障し、多様な生徒の学習ニーズに対応するため、遠隔教育などデジタル技術を活用した教育をより一層推進していきます。

県教育委員会としては、パイロットケースにおける取組をはじめとした高校教育改革を推進することで、県立高校が、引き続き本県並びに我が国の持続的な発展を支える人材育成の要として、地域から求められ、生徒・保護者から選ばれる学校となるよう、検討していきます。

① 日本学生支援機構の奨学金制度の周知について

【高校教育課】

〔 大学進学を希望する高校3年生を対象に、日本学生支援機構の奨学金を借りる際の制度の説明をどのようにやられているのか、教育長に問う。 〕

現在、多くの県立高校では、進路選択が本格化する3年生の1学期に、生徒や保護者を対象にした進路説明会を実施しており、その中で日本学生支援機構の奨学金の制度に関しても周知しています。

さらに、奨学金を希望する生徒に対しては、進学前に申込みを行う「予約採用」の手続きの際に、貸与金額や、一旦選択した利率の算定方法は貸与中であれば変更が可能であること等の返還方法の詳細が示された手引き等を学校から生徒へ配布し、保護者も含め奨学金制度を十分に理解した上で、申込みを行うよう説明しています。

② 教育現場における生成AIの適切な利活用について

【義務教育課・高校教育課】

〔 生成AIの弊害についての教育長の認識と、その弊害を踏まえて、教育現場における適切な生成AIの利活用についてどのように進めていくのか、教育長に伺う。 〕

生成AIについては、適切に活用すれば、児童生徒の探究的な学習をより深めることができる一方で、安易な依存による批判的思考力や創造性への影響、不正確な情報の生成、人権の侵害、情報漏洩など、様々な懸念があると認識しています。

このため、児童生徒に対して、生成AIの基本的な仕組みや特徴を十分理解させた上で、自他の権利を尊重し情報化社会での行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用することなど、情報モラルを含む情報活用能力を育成していくことが重要であると考えています。

県教育委員会としては、生成AIの適切な利活用を推進するため、学校教育の情報化の方向性等を示す学校教育情報化推進計画において、生成AIの利活用に関する内容を盛り込むとともに、教員研修の充実を図っていきます。

③ 非常勤講師の人員数等について

【教職員課】

今年度の非常勤講師の人員数と、教員全体に占める割合をお示し願う。
また、昨年度の離職率及び夏休み後に再度任用されなかった者の率についてもお示し願う。

非常勤講師の勤務時間は、受け持つ授業が週3コマや12コマなどばらつきがありますが、今年度5月1日現在、小学校で833人、中学校で267人、高校で630人を任用しており、教員全体に占める非常勤講師の割合は、小学校で7.8%、中学校で4.6%、高校で11.9%となっています。

また、非常勤講師の任用に当たっては、従事させる業務がない夏季休業期間を除いて、一学期の始業日から夏季休業開始前までと、夏季休業後から学年末までの2つの期間に分けて任用しているところであり、昨年度、夏季休業までに途中で離職した者の割合は、小学校で0.6%、中学校、高校はそれぞれ0.8%となっています。

また、夏季休業後に任期の途中で離職した者の割合は、小学校、中学校は1.3%、高校は0.5%となっています。

なお、昨年度、一学期の始業日から夏季休業前までに任用されていた非常勤講師が、夏季休業後に同一校で再度の任用とならなかった割合は、小学校で3.9%、中学校で2.6%、高校で4.3%となっています。

④ 非常勤講師の任用に当たっての課題について

【教職員課】

非常勤講師の任用に当たっての課題について、どのように認識されているか伺う。また、その解決に向けてどう取り組んでいるのかお示し願う。

非常勤講師の任用が必要となる学校と人員は、3月の正規教員の人事異動が確定した後に定まるため、その任用事務は3月末からの極めて短い期間に集中することとなります。

特に、学校始業日直前に非常勤講師を任用する場合には、勤務条件の説明のみを行い、任用を開始することもあり、任用通知書の交付が遅滞する事例が生じていることもあると認識しています。

このため、人事異動内示日を前倒しし事務処理期間の確保に努めており、今後さらに県立学校及び教育事務所に対し、適切な任用手続きについて、指導を徹底していきます。

⑤ 非常勤講師の働く環境の整備について

【教職員課】

（ 非常勤講師の働く環境の整備をどのように講じているのか、あるいは今後講じる予定があるのか見解を伺う。 ）

総務省からは、夏休み期間中に従事させる業務がない場合、その期間を除き任期を分けることは不適切な取扱いとはならないとの見解が示されており、本県の夏季休業期間を除いて任用している運用は適切なものと考えていますが、冬季休業期間については短期間であることも踏まえ、任用を継続させています。

このほか、任期を分けたことに伴い、同一人物を再度任用する場合でも、新たな任用として、その都度、任用事務が生じるとされていますが、本県では、非常勤講師の利便性に配慮し、提出書類の弾力化を図っています。

また、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、授業時間外の授業準備やテストの採点等にも従事することを前提に、勤務時間や報酬単価の設定を行うとともに、新たに期末手当等の支給を可能としたところです。

県教育委員会としては、非常勤講師は、学校運営を支える重要な存在であると考えており、今後とも、業務の実態に即した適切な勤務命令となるよう、県立学校長等への指導に努めるとともに、実際に働く非常勤講師の声を聞きながら、勤務環境の整備を進めていきます。

① 久留米市が取り組む子どもの権利に関する教育への認識について

【**人権・同和教育課**・義務教育課】

〔 久留米市が取り組む子どもの権利に関する教育について、県教育委員会としてどのように認識しているのか、教育長の考えを伺う。 〕

児童虐待やいじめに関する状況が深刻化する中、子どもが安心して声をあげられる環境づくりとともに、それを受け止める大人の認識を深めることが大切であると考えています。

学校と行政、関係団体が連携し、子どもの安心・安全を守り育んでいくことは、子どもの権利について教職員や保護者、地域住民、そして子ども自身が学んでいく方法として重要なものであると考えています。

② 生命の安全教育などの取組と、教育課程や教員研修への反映について

【**義務教育課**・人権・同和教育課】

〔 生命の安全教育などへのこれまでの取組と、それらを教育課程や教員研修へどのように反映させているのか教育長に伺う。 〕

本県では、特別活動や保健体育等の授業において、自分や他者の命を大切にすることや、困った時に相談しようとする態度を、児童生徒の発達段階に応じて育成しています。加えて、スクールカウンセラーを活用した特設授業を行っています。

また、教職員に対しては、県教育委員会主催の人権教育研修会において、子どもの声に耳を傾けることや子どもが自己の意見を表明できる力を育むことの重要性について、学ぶ機会を設けています。さらに、SOSのサインをキャッチするための観察の視点や具体的な対応方法を示したリーフレットを配布し、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めています。

③ 先進事例の県全体への普及について

【**義務教育課**・人権・同和教育課】

〔 久留米市や田島南小中一貫校の取組を一部の先進事例にとどめることなく、教員研修への体系的な位置付けや、NPO・外部専門家との連携を含めた取組の推進など県全体へ広げていく必要があると考えるが教育長の所見を伺う。 〕

今後、先進的な実践事例について広く情報収集を行い、県教育委員会が作成している児童生徒向けの「ＳＯＳの出し方リーフレット」や教職員向けの啓発リーフレットの内容の改善充実を図り、その普及に努めていきます。

また、校内研修を通した先進的な取組の普及を図るため、市町村教育委員会に対して、効果的な研修内容や実績のある講師等の情報提供を行い、教職員が児童生徒のＳＯＳのサインを確実に受け止めることができるよう支援していきます。

④ 不登校児童生徒のうち、校外での学習活動を学校の出席扱いとされた人数等について

【義務教育課】

本県における直近の公立小中学校の不登校児童生徒のうち、校外での学習活動が学校の出席扱いとされた人数、さらにこのうちＩＣＴ等を活用した学習を出席扱いとされた人数は何人か教育長に伺う。

本県の公立小中学校における昨年度の不登校児童生徒数は１９，３０７人であり、このうち、校外での学習活動を出席扱いとされた人数は２，５０１人となっています。

さらに、このうち、自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとされた人数は１，３２８人となっています。

⑤ 不登校児童生徒や保護者への情報提供について

【義務教育課】

本県では、児童生徒や保護者へどのように情報提供がなされているのか。また、情報が確実に届いているか否かの実態確認が必要と考えるが、教育長の考えを伺う。

県教育委員会では、文部科学省のＣＯＣＯＬＯプランの通知よりも２年早い、令和３年から「福岡県不登校児童生徒支援リーフレット」を作成し、不登校児童生徒やその保護者に対して、学校内外における支援や出席の取扱い等に係る情報を発信しています。また、最新の国の通知や各種の支援情報を届けるために、毎年度内容を更新しています。

このリーフレットについては、市町村教育委員会や学校に対し、不登校児童生徒や保護者に提供するよう依頼するとともに、各種研修会や県のホームページ等で周知を図っていますが、今後、当事者に情報が届いているかについて、学校現場の負担等も考慮しつつ、実態把握に努めていきます。

⑥ 校長が出席扱いの判断を行うための県教育委員会の支援について

【義務教育課】

（ 校長が文科省の示す指針に沿った判断を自信を持ってできるように、県教育委員会としても不断の取組が必要と考えるが、現在どのような施策が講じられているのか教育長に伺う。 ）

学校外での活動については、保護者と学校間の十分な連携・協力関係のもと、児童生徒の理解の度を踏まえた計画的な学習が行われていることなどの一定の要件を満たせば、校長の判断により出席扱いできることになっています。

県教育委員会では、校長が適切に出欠の取扱いの判断を行うことができるよう、昨年１１月に出席の取扱いを判断する際の手引を作成し、学校へ配布するとともに、県指導主事等研修会や市町村教育長会議等でその内容の周知を図っているところです。

今後とも、各学校における判断が適切に行われるよう、この手引きの更なる周知を図るとともに、活用を促していきます。

① 県立高校の振興ビジョンについて

【高校教育課】

県内各地域における人口動態や産業構造の違い及びその今後の動向を踏まえた中長期的かつ全県的な高校振興ビジョンをどのように描いているのか、その基本方針を問う。

本県においては、A I やD Xの進展による産業構造の転換や社会の急速な変化とともに、少子化の進行や先端成長産業を支える人材不足などの課題に直面しており、また、私立高校の授業料無償化の影響等により、県立高校も改革が求められています。

県教育委員会としては、国による予算支援も最大限に活用し、地域の産業界や大学など各界のご意見を賜りながら、専門高校の機能強化、普通科高校における文理融合の学びの充実及びデジタル技術を活用した多様な学習ニーズへの対応などについて検討し、その方針を示す「高校教育改革実行計画」を令和8年度中に策定します。

中学校卒業者数の更なる減少が見込まれる中、それぞれの県立高校が魅力化を図るとともに、学校間の連携を強化し、県内どの地域においても質の高い学びを提供することで、今後とも、地域の持続的な発展を支える人材の育成を図っていきます。

○ 公明党 永島 弘通 議員

3月4日

① 性的ディープフェイク問題への取組について

【**高校教育課**・義務教育課・人権・同和教育課】

〔 学校における性的ディープフェイク問題を発生させないために、どのような取り組みを実施しているのか教育長へ問う。 〕

学校での性的ディープフェイクの問題を発生させないために、児童生徒の人権感覚育成と情報リテラシー向上を両輪として取り組んでいます。

まず、小中高校の各段階で情報モラル教育として、情報社会の中において、他者の痛みや感情に共感できる想像力や感受性、自己の行為に責任を負う意思や態度を育成しています。

併せて、中学校の技術・家庭科や高校の情報科の授業において、AIの活用に伴う危険性を考慮した情報活用能力を育成しています。

さらに、県独自に作成した情報モラル育成に向けたワークブックの配布や、各学校で実施するインターネットの適正利用などを学ぶ規範意識育成学習会などを通して、様々な情報の真偽を主体的に判断して行動できるよう、児童生徒の情報リテラシーの向上に努めています。

また、先ほど知事が答弁した会議において、知事部局や県警察とも連携し、インターネットの適正利用に関して、取組や課題の共有を図っているところです。

② 学校対応マニュアルの整備と被害児童生徒への支援について

【**高校教育課**・義務教育課】

〔 被害発生時の学校対応マニュアルは整備されているのか。また、被害があった際、スクールカウンセラー等による被害児童生徒への支援はどのように行われているのか教育長へ問う。 〕

本県では、学校において性暴力事案が発覚した際に、被害児童生徒の人権を尊重し、その安全を最優先に、迅速に対応できるよう「学校における性暴力事案対応マニュアル」を作成し、各学校に周知しています。

性的ディープフェイク問題が発生した際も、この対応マニュアルを参考に、被害児童生徒に対しては、トラウマ反応があることを理解した上で、学級担任や養護教諭などの話しやすい教職員が相談に応じるとともに、必要に応じてスクールカウンセラーの緊急派遣や関係機関との連携を図り、児童生徒の心情に十分に寄り添った支援を行うこととしています。

① 高校生の自動車免許取得に関する令和5年以降の周知、指導について

【高校教育課】

〔 生徒に不合理な負担や不利益を生じることがないように、令和5年以降、具体的にどのように各学校へ周知、指導されてきたのか教育長へ問う。 〕

県教育委員会としては、就職などの理由で3月末までに自動車運転免許取得が必要な生徒に対し、不合理な負担や不利益が生じないように、一律に禁止することなく適切な配慮を行うことを、令和5年以降毎年各学校に通知しています。

現在、就職希望者が少ない学校を除き、ほとんどの県立高校において、就職が内定している等の取得条件を校則に明記するなどの対応がなされています。

② 普通仮免許の年齢の引き下げの周知について

【高校教育課】

〔 普通仮免許の年齢引き下げについて県はどのように周知してきたのか、その対応を教育長へ問う。 〕

県教育委員会としては、各県立高校に対し、先月、文部科学省からの文書を通知するとともに、交通安全に関する説明会においても各学校の交通安全担当者に対し、普通自動車の仮免許年齢の引き下げについて周知してきました。

また、今後、生徒指導主事等を対象とした研修会においても同様の周知を図っていきます。

③ 自動車免許を高校生が取得する意義と校則で免許取得を禁止している県立高校への対応、指導について

【高校教育課】

〔 自動車免許取得を校則で禁止するのではなく、交通社会の一員としての自覚、義務と責任、命の大切さを学ぶ機会を作っていくことが大切と考えるが、教育長の見解を求める。また、校則で免許取得を禁止している県立高校に対してどのように対応、指導していくのかを問う。 〕

高校生が自動車免許取得を通して交通ルールを学ぶことは、交通社会の良き一員として、安全に、そして責任をもって行動できるよう取り組むことにつながるものと認識しています。

一方、校則は、学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において定められるものであって、生徒や地域の実情、時代の進展等を踏まえながら、絶えず見直しを行うことが求められています。

今回の法施行を踏まえ、県教育委員会としては、日々の授業や進路実現へ向けた取組など、学校の教育活動に留意しつつ、生徒が卒業後に進路先において自動車運転免許がないことで不利益を被ることがないように、自動車学校への入校許可の時期も含め、改めて校則等を点検し、必要に応じて見直すように指導していきます。

① 教科担任制の取組状況について

【義務教育課・教職員課】

本県の公立小学校における教科担任制の取組状況について、教育長に伺う。あわせて、体育における実施状況もお示し願う。

本県では、国の加配定数も活用し、公立小学校において担任外の教員に特定の教科を担当させる「専科指導」が高学年を中心に行われています。

昨年度は、約9割の小学校で行われており、専科指導の教科としましては、高学年では、理科と外国語科が約5割と最も高く、次いで音楽科と家庭科が約2割、体育科においては1割未満という状況でした。

② 小学校体育における専科教員の効果について

【体育スポーツ健康課】

体育の専科教員が、小学校で体育の授業等を行うことにより、児童にとってどのような効果が得られるのか、教育長に伺う。

小学校の教科指導は、小学校の教員免許が必要となりますが、専科指導においては、その教科の中学校免許を持つ教員でも可能です。

体育の授業や運動会などの体育的行事を、専門性の高い教員が担当することにより、安全で効果的な学習の場づくりや、専門的知識を生かした技能指導など、質の高い授業や行事の実施が可能となります。

このことにより、児童が「わかる」「できる」「かかわる」喜びを味わい、より一層の運動技能及び運動意欲の向上につながるものと認識しています。

③ 教科担任制に係る教員の配置について

【教職員課】

体育の専科教員の配置も含め、教科担任制による取組が実効性のあるものとなるよう、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長の決意を伺う。

小学校の専科教員については、今議会においてその増員をお願いしていますが、これにより、専門性の高い教科指導とともに、学級担任の持ちコマ数が軽減することから、働き方改革推進の面からも、高い効果が期待できるものと認識しています。

また、教員採用試験において、志願者が多い体育を専科指導の対象とす

ることについては、人材確保の観点から実現性が高く、効果的であると考えています。

県教育委員会としては、市町村教育委員会に対し、より多くの学校で専科指導が実践されるよう、専科教員配置の有効性を丁寧に説明するとともに、教員の確保と効果的な配置に努めていきます。

① 公立小中学校におけるスクールカウンセラーの配置時間数等について

【義務教育課】

公立小中学校に配置されているスクールカウンセラーの実人員と雇用形態、1校当たりの配置時間と相談件数、並びに相談内容について伺う。また、それらの現行体制は児童生徒等への支援が行き届く体制になっているとお考えか、教育長の見解を伺う。

昨年度、167名のスクールカウンセラーが会計年度任用職員として任用されています。1校当たりの配置時間数は約101時間、相談件数は約135件となっています。また、相談件数は年々増加しており、相談内容も不登校をはじめ友人関係、いじめ、発達障がい、家庭の問題など多岐にわたっています。

スクールカウンセラーによる支援については、児童生徒などの状況によって、例年、学校間で配置時間数の過不足が生じています。このため、過去の実績に基づくきめ細かな配置や、予算の執行状況を踏まえた再調整を行うことにより、必要な支援が行われるよう努めているところです。

② スクールカウンセラーの処遇に対する課題認識について

【義務教育課】

スクールカウンセラーに高度な専門性や責任を求めながら、処遇や雇用の安定が十分に確保されていない現状について、どのような課題認識をお持ちか、教育長に伺う。

スクールカウンセラーが、その役割を十分に発揮し、児童生徒等への充実した支援を行うためには、安心して業務に従事できるよう、雇用条件を適切に確保していくことは大切であると考えています。

現在のスクールカウンセラーの雇用形態は、様々な職場との兼務ができ、多様な人材の確保や柔軟で効果的な配置などのメリットがあります。また、カウンセラーにとっては、ライフサイクルに合わせて、常勤的な勤務を希望される方や兼務可能な勤務を希望される方など様々な意向がありますが、勤務する地域や日時、時間数を希望することができるなどのメリットはあるものと考えています。

一方で、スクールカウンセラーの性格上、児童生徒等が相談したい時に相談できる体制をできる限り確保していくことは課題であると考えています。

今後、常勤化については他県の情報を収集し、より適切な配置の在り方について研究していきます。

③ スクールカウンセラーの配置時間の拡充について

【義務教育課】

各学校に週1回程度の関与では、早期発見・継続支援・危機対応に限界があるとの指摘があり、実効性ある支援体制を確保する観点から、配置時間の拡充を図ることを検討すべきと考えるが、教育長の見解を伺う。

いじめや不登校、虐待など学校を取り巻く深刻な状況がある中、児童生徒や保護者、教職員への相談や指導、助言など心のケアを行うスクールカウンセラーの重要性は高まっていると考えています。

県教育委員会としては、学校の実態に応じたスクールカウンセラーのより一層の適切な配置と効果的な活用、必要な予算の確保に努めるとともに、学校が必要とする配置が、確実に行われるよう、引き続き国に対して財政支援の拡充や制度の充実について要望していきます。

④ スクールカウンセラーとスーパーバイザーの連携について

【義務教育課】

スクールカウンセラーとスーパーバイザーはどのように連携しているのか。本県においても、スーパーバイザーへの相談体制の仕組みを、制度的に明確化する必要があると考えるが、教育長の見解を伺う。

スーパーバイザーは、担当するスクールカウンセラーへの指導助言や緊急時の学校支援を行うため、各教育事務所に3名から8名を配置しています。スクールカウンセラーに対しては、実践事例に基づく講話や勤務校への個別の訪問を行うとともに、今年度から、新たにスーパーバイザー間で課題を共有する連絡会議を実施し、連携等の強化を図っています。

今後とも、スクールカウンセラーのさらなる専門性の向上と組織的な児童生徒支援の充実のため、適切な連携が行われるよう、検証、改善を行っていきます。

① 県立高校への牛乳自動販売機の設置について

【施設課】

県立高校に牛乳の自動販売機を設置するには、県教育委員会の協力が欠かせないと思うが、教育長の見解を伺う。

現在、県立高校における自動販売機の設置は、学校が一般公募により設置するケースと、食堂事業者や売店事業者がその収入のみでは営業継続が困難な場合に、自動販売機を設置するケースの2つに限られています。

そのため、県教育委員会としては、本取組を実施する関係部局の具体的な取組内容を確認した上で、必要な支援を行っていきます。

② 県立高校の食堂の利用率向上の取組について

【高校教育課・施設課】

昨年の我が会派の代表質問における教育長答弁の後、食堂の利用率向上のため、どのように取り組んできたのか、また今年度も事業者が撤退する現状を踏まえて、県教委として今後どのように関わっていくのか教育長へ問う。

食堂の利用率が低迷している要因の一つとして、エアコンの未整備が考えられることから、生徒が快適に食堂を利用できるよう、来年度から順次、食堂へのエアコン整備を計画的に進め、令和13年度までの整備完了を目指しているところです。

また、生徒の食堂利用を促すため、学校においては、ポスター掲示やSNSによる情報発信、事業者による特別メニューの提供やモバイルオーダーシステムの導入など、各学校の実態に応じた取組を行っています。

さらに、生徒会による食堂利用の呼び掛けや、生徒による新メニューの考案など、利用者である生徒が主体となった取組も効果的であると考えられます。

県教育委員会としては、こうした好事例を分かりやすい形でまとめた事例集を作成・配布したところであり、これに基づき、同様の取組を促すなど、利用促進に向け、各学校と連携して取り組んでいきます。

③ 食堂事業者の撤退に伴う対応について

【高校教育課】

〔 現在学校ごとに行っている業者選定の負担に対し、今後県教委としてどう支援するのか、それでも後継事業者がすぐに見つからない場合の対応についても、教育長の考えを問う。 〕

食堂事業者が撤退することとなった場合には、当該学校が、生徒や保護者の意見を踏まえ、今後の食堂のあり方について検討を行い、食堂を維持する場合には、後継事業者の募集、選定を行うこととなります。

県教育委員会としては、学校と緊密に連携しながら、事業者に関する情報提供を行うなど、速やかに後継事業者が決定するよう取り組んでいきます。

また、後継事業者が決まるまでの間、生徒の利便性に配慮し、弁当の販売を行っている事例もあり、より柔軟な食堂利用の形として、情報提供していきます。

① 県立学校の働き方改革について

【教職員課】

一昨年6月の代表質問以降、教育委員会では県立学校の働き方改革について具体的にどのように進めてきたのか、お答え願う。また、取組の効果として教員の勤務時間等に良い変化が生じているか、成果についての調査等を行っているなら、お示し願う。

県教育委員会では、これまで、働き方改革取組指針に基づき、校務支援システムやデジタル採点システムの導入による業務の効率化とともに、学校閉庁日の設定などの取組を進めてきたところです。

加えて、今年度から、WEB出願システムを導入し、高校入試業務を効率化したほか、いじめ問題等の深刻化を防ぐための体制を整備し、対応する教員の負担軽減を図っています。

これらの取組により、1年間における県立学校教育職員の平均超過勤務の状況は、令和元年度の約450時間から、昨年度までに100時間程度減少しており、一定の改善が図られているものと考えています。

② メンタルヘルス対策について

【教職員課】

教員のメンタルヘルス対策について、これまでの取組と、今後どう充実していくのか、教育長の考えをお聞かせ願う。

県教育委員会では、心療内科医によるカウンセリングなどの相談事業、管理職や中堅職員を対象としたストレスマネジメント研修を実施しています。

また、県立学校の全職員に対してストレスチェックを年2回実施するほか、臨床心理士を県立学校に派遣するメンタルヘルス巡回相談事業において、悩みを気軽に相談できるようにしています。

メンタルヘルスを良好に保つためには、ワーク・ライフ・バランスは重要な要素であることを踏まえ、県教育委員会では、年次休暇取得日数を働き方改革取組指針の目標に追加することとしています。

引き続き、教員が健康でやりがいを感じながら働くことができるよう、メンタルヘルス対策に取り組んでいきます。

③ 働き方改革を専門に担当する部署の設置について

【総務企画課・教職員課】

〔 本県教育委員会内に「働き方改革」を専門に担当する部署を設ける考えはないか、教育長の見解を求める。 〕

県教育委員会では、これまでも社会情勢の変化や多様化する教育課題を踏まえ、組織の見直しを行ってきています。

現在、働き方改革に関しては教職員課が中心となって、メンタルヘルス対策を含め、総合的に推進しており、現時点では、専門部署の設置については考えていませんが、今後も、必要に応じて、執行体制の充実を図っていきます。

① 生徒の自殺防止の取組の強化について

【高校教育課】

学校全体でゲートキーパーに対する理解を深め、目の前の一人の生徒の命を守る取組を、一層強化すべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

現在、学校では、定期的にアンケート調査や、教育相談等を実施し、悩みを抱える生徒の早期発見に努めています。

また、生徒一人一人の心身の状況の変化を把握し、わずかな兆候が見られた場合でも、特定の教職員で抱え込まず、保護者やスクールカウンセラー、必要に応じて医療機関等と連携しながら組織的に対応することとしています。

併せて、県教育委員会では、初任者研修、中堅教員研修、生徒指導関係研修などの様々な機会を通じて、教員の生徒指導に係る資質向上に取り組むとともに、生徒が抱える不安や悩み等の解決を支援するための相談窓口をSNSや電話等で設置し、その利用を生徒へ促しています。

今後も、生徒の自殺防止を図るため、学校や生徒指導を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、教員研修や相談体制の充実に努めていきます。

② スクールカウンセラー等が生徒にとって身近な相談相手として活用されるための取組について

【高校教育課】

自ら援助を求めることが難しい生徒にとって身近で相談しやすい存在として活用されることが重要。この点について、今後どのように取り組んでいくのか教育長に問う。

現在、全県立高校にスクールカウンセラーを配置するほか、各地区の拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置し、昨年度は合計約18,000件の相談に対応しています。

しかしながら、スクールカウンセラー等への相談を躊躇する生徒が新生を中心 to 一定程度いることが想定されることから、まずはスクールカウンセラー等を身近に感じてもらい、その後の相談につなげる取組が必要だと考えています。

そのため、来年度から、新生を中心としてスクールカウンセラー等による心の健康に関する講話や、演習型授業を実施するための予算を本議会にお願いしているところです。

今後も、生徒が学校という身近な環境で、心の専門家などに速やかに悩みを相談できるよう、学校の相談体制を整備していきます。

① 性に関する指導について

【体育スポーツ健康課】

（ 現行の性教育における集団指導の内容は、性暴力防止等の観点から不十分であると思うが、教育長の認識を伺う。 ）

性に関する指導については、保健体育科や家庭科及び特別活動等において、一律に指導すべき内容を集団指導として実施しています。その内容については、学習指導要領に基づき、児童生徒の実態や発達段階を踏まえて、適切に行われているものと認識しています。

併せて、性に関する児童生徒の情報量や意識の個人差、保護者の考え方の違い等があるため、集団指導に加え、個別の指導を行う必要があると考えています。

② 性に関する指導における方針や支援について

【体育スポーツ健康課】

（ 歯止め規定が教育現場の障壁になっているとの声があるが、教員が安心して性的同意に関する内容や性暴力防止を含む性教育に取り組めるよう、県教育委員会としてどのような方針を示し支援しているのか、教育長に伺う。 ）

県教育委員会では、令和3年度に、性に関する指導の考え方をまとめた「性に関する指導資料」を改訂し、本県における方針を示しています。

その方針のもと、大学教授や医師等で構成し現代的な課題に対応した指導資料等について協議する、「性に関する指導推進委員会」や、教員の指導力向上を目的とした研修会を開催しています。

また、県医師会等の協力のもと、生徒の不安や悩みの解決を図るため、県立高校、公立中学校及び特別支援学校に産婦人科医や助産師等の派遣を行っています。

今後も、関係機関と連携し、深刻な人権侵害である性暴力の防止教育を含め、性に関する指導の充実に努めていきます。